

## 平成26年5月銚子市教育委員会定例会会議録

### 1 日 時

平成26年5月20日(火)

午前10時30分 開 会      午前11時00分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

### 3 出席委員

委員長	鈴木 猛 志
委 員	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	石 川 善 昭

### 4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(生涯学習課長事務取扱)	石橋多加士
教育総務課長	宮内 伸光	学校教育課長	永綱 英行
スポーツ振興課長	春山 敏郎	学校教育課課長補佐	向後 陽子
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	梅澤 幹直	学校給食センター所長	森 啓充
生涯学習課課長補佐	間山 文代	青少年指導センター所長	草野 元良
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
青少年文化会館長	高森 良文	体育館長	飯笹 博充
銚子高等学校事務長	大塚 明	教育総務課指導主事	平山 公治
教育総務課指導主事	本田 拓二		

### 5 議題等

議案第18号 銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第19号 教育財産の用途廃止について

議案第20号 平成26年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について

### 6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午前10時30分

ただいまから、平成26年5月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

4月30日に開催いたしました平成26年4月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 (異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

【委員長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。では、教育長からお願いいたします。

【教育長】

お手元にお配りしてあります「平成26年5月教育委員会定例会における報告事項」を元に報告申し上げます。

1点目ですが、5月1日、第2回管内教育長会議が開催されました。内容につきましては、今年度、北総教育事務所の東総管内への所長訪問、次長訪問、管理主事訪問等の日程調整についてでございます。

2点目ですが、同日5月1日、海匠技術教育センター・協力委員合同会議が開催されました。この会議ですが、県下の旧出張所管内、それぞれの出張所単位におかれているものでございます。技術家庭科の振興のためにおかれております。市の教育委員会からも東総地方教育委員会連絡協議会を通して補助金が出されている関係上、教育長として参加をまいりました。

3点目ですが、委員全員出席のもと、5月1日、東総地方教育委員会連絡協議会の総会が開催されました。その中で、今年度、東総地方教育委員会連絡協議会の会長として、鈴木委員長が再任されました。また、席上、教科書採択についての案件がございましたが、第1回目の教科書採択協議会が5月29日に実施されることが決定されました。

4点目ですが、5月7日、教育委員会の重要施策・懸案事項等について、市長、副市長への説明がございました。重要施策4件、懸案事項8件、これについて、各担当課から説明いたしました。特に重要施策として4件、1点目、小・中学校再編計画の推進について、2点目、学校教育施設の整備、特に耐震事業について、3点目、常灯寺本堂保存修理について、4点目、第2回銚子半島ハーフマラソンについて説明いたしました。懸案事項については8件でございます。ご質問等あれば、担当から説明申し上げます。この施策に関わること、必要な案件に対しての補正予算要求につきましては、この後、本日の議事日程の第5でご提案申し上げたいと思っております。

5点目ですが、5月12日、管内の教職員による教職員のための教育研修集会在開催されました。この研修集会在でございますが、年5回実施されております。管内の小・中学校の全教職員が一堂に会しての、各教科・領域ごとの研修でございます。

私からは、五点、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

**【委員長】**

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、八角委員、石川委員を指名します。

**【委員長】**

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、11時30分までといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

**【全委員】** (異議なしの声あり)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

**【委員長】**

よって会議時間は11時30分までと決定いたしました。

**【委員長】**

続きまして、日程第3 議案第18号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【委員長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

「議案第18号 銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。本規則は、市立高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等について定めた規則であります。平成25年11月、「学校教育法施行規則」の一部が改正され、公立学校におきましては、設置者が必要と認めた場合は、土曜日の授業実施が可能であることが明確化されました。それを受けまして、千葉県では、「学校職員の勤務時間等に関する規則」の一部を改正し、土曜日に授業を実施した場合、職員が代休日を設定できる期間を拡大いたしました。そこで、銚子市におきましても、千葉県に準じて、改正を行うものでございます。また、「子育て休暇」に関し、県の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」が本年4月に一部改正されたことを受けまして、銚子市におきましても、県に準じて、改正を行うものであります。主な改正点といたしましては、新旧対照表の1ページ目、「新」の欄の一番下の部分をご覧ください。週休日の振替及び4時間の勤務時間の割り振り変更ができる条件としまして、新たに5号として「土曜授業に従事する場合」を加えたものでございます。次に、次のページの「新」の欄の中程をご覧ください。子育て休暇の対象となる子どもは、従来は義務教育終了前まででしたが、加えて身体障害者手帳、

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子どもについては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間までと拡充いたしました。また、取得事由に、後遺障害に関する機能回復訓練の介助も取得の対象となるように、県に合わせて拡充いたしました。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**【委員長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松尾委員】**

3点質問があります。今の説明で、県の改正に準じたということは分かりました。

まず1点目が、第1条の3第2項第5号について、今までも土曜授業は行われていたと思いますが、今回の規則の変更により、振替休暇の取り扱い方が変更するということですか。

2点目が、今説明があったとおりですが、第3条の2第1項第20号について、「義務教育終了前の子等」の看護に関わる休暇について、今まで加えられた部分については、義務教育終了前の子等の対象となっていなかった、これで変更になったということですか。

3点目、第3条の2第1項第22号、第23号についてですが、親族に対する支援となる活動を除くというのがかっこ付きで条件としてあるのですが、親族に対する支援となる活動の場合は、別に規定があるということですか。

**【学校教育課長】**

まず1点目、取れる期間が拡充されました。これまで、後8週であったものが、後16週までとなり、簡単に申しますと、それにより長期休業中への振替が可能になったということでもあります。

2点目は、これまでは、すべてが義務教育終了前の子となっておりますが、それに手帳等を持っている子は18歳までというのが新たに拡充されたものでございます。

3点目は、第22号は改正にはなっていないのですが、ボランティア休暇を指していると思いますが、親族に対しての貢献ということでは、ボランティアには当たらないということで、親族に対する支援を除いているということになっております。

**【松尾委員】**

親族に対する支援は、別に規定されているのですか。

**【教育長】**

親族の場合には、介護休暇や看護休暇がありますので、そのシステムに則って該当すれば、その休暇を取れるということです。

**【委員長】**

第22号、第23号は改正があったのでしょうか。

**【学校教育課長】**

詳細な説明は省きましたが、これについても県に合わせ、取得の期間を1の年とい  
って1月から12月までであったものを、4月から3月までの年度に変更したもので  
ございます。

**【八角委員】**

土曜日は、規則としてどのようにとらえるのか。

**【学校教育課長】**

基本的には週休日でありますので、土曜日、日曜日は休みであります。ただし、土  
曜日に授業を行う場合は、その振替について、通常であれば直近の月曜日や前の週に  
取るべきなのですが、児童、生徒が登校している日となると、それを振替えずに、先  
程も申したように、夏季休業中、ここは子供は登校してきませんが、職員は勤務日で  
すので、そこと振替えることが出来やすくなりました。

**【八角委員】**

土曜日は、出勤簿にはどのように書かれるのですか。

**【学校教育課長】**

土日は、勤務を割り振らない日ですが、出勤することとなれば出勤ということにな  
ります。

**【八角委員】**

土曜日を1日仕事した場合の振替はどのようになりますか。

**【学校教育課長】**

週5日制ですので、基本的には土日はお休みで、1日勤務したらそれを全部振替え  
になります。

**【委員長】**

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもちまして、質疑を終了します。

**【委員長】**

これより討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

**【委員長】**

これより採決いたします。議案第18号について、原案のとおり承認することに賛  
成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認することと決しました。

**【委員長】**

続きまして、日程第4 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【委員長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【生涯学習課長】**

議案第19号「教育財産の用途廃止について」提案理由をご説明いたします。先月の協議会の際に、委員さん方には、市民センター南側の遊休市有地について、売却候補地として、市長事務部局に報告済みであること、また、売却の見通しが立った際に所管替えする旨のご説明をさせていただいておりましたが、その後、市長事務部局の総務課との協議の中で、売却を進めるに当たって、その土地の鑑定額を調査することが必要となります。その調査を不動産鑑定士に委託するのは総務課において行うこととなりますので、売却をより円滑に進めるために、教育財産としての用途を廃止して、市長事務部局に引き継ぐものであります。

用途廃止をする教育財産ですが、地目は土地でございます。地番は、銚子市小畑新町7763番1外3筆、地積は3,406.49㎡、用途廃止後は、市長事務部局の総務課の普通財産となりまして、売却を進めることとなります。用途廃止年月日は、平成26年5月21日を予定しております。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

**【委員長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【委員長】**

これで今日決定して、用途を廃止して、市長事務部局の総務課に移るといいますか。

**【生涯学習課長】**

進め方としては、公募という形になります。まず、土地の価値を鑑定してから公募になります。

**【委員長】**

他に、給食センターもありますよね。それは、後日ということですか。

**【教育総務課長】**

後ほど補正予算で改めて説明させていただきますが、今後補正予算に測量の委託料を計上し、測量してから次の段階に入ります。

**【委員長】**

今回のものは測量が済んでいるということですね。

**【生涯学習課長】**

そうです。

**【委員長】**

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないので、これもちまして、質疑を終了します。

**【委員長】**

これより討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

【委員長】

これより採決いたします。議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【委員長】

日程第5として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

【委員長】

ご異議ないものと認めます。では、そのように決定をさせていただきます。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第20号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは、議案第20号「平成26年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」ご説明いたします。別添の資料をご覧ください。平成26年度6月補正予算総括表につきましては、教育委員会の要求分をまとめたものでございます。これにつきましては、財政当局と協議した結果、このような要求内容となったものでございます。全体といたしましては、平成26年度銚子市一般会計教育費補正予算として、歳入分で5事業、合計439万円、次ページ、歳出分として9事業、合計5,948万8千円の要求と、さらに次ページで債務負担行為、2事業で、9,407万5千円を設定しようとするものでございます。それぞれの予算要求の具体的な内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

それでは、最初に教育総務課所管分につきまして、ご説明いたします。1ページ目の歳入は該当ありません。続きまして、2ページ目の歳出の一番上、財産管理経費は、旧銚子市学校給食第一共同調理場の売却に向け、敷地の測量業務の委託をしようとする

るもので、要求額は67万1千円で、財源はすべて一般財源でございます。次の段、高等学校施設管理経費は、市立銚子高校のグラウンドの砂流出の防止対策等の改修工事を行なおうとするもので、要求額は451万6千円で、財源は、基金の繰り入れを想定しております。次に、3ページ目をご覧ください。債務負担行為については、次年度以降において経費の負担を伴う予算を定めたもので、来年度に実施予定の耐震補強工事の設計業務の委託を行なおうとするものです。まず、小学校施設耐震改修経費として7,117万4千円を、中学校施設耐震改修経費として2,290万1千円をそれぞれ設定しようとするものです。教育総務課分については以上です。

#### 【学校教育課長】

続きまして、学校教育課所管分について、ご説明いたします。歳入歳出ともに1事業で30万円の補正でございます。始めに、歳入についてご説明いたします。千葉県教育委員会研究指定事業費委託金30万円は、県教育委員会が作成した道徳教育映像教材等の効果的な活用や道徳教育の一層の推進を図るため、県教育委員会が、道徳教育推進校を指定しておりまして、今年度、清水小学校、明神小学校、第一中学校が指定されたことに伴いまして、その研究事業に対する委託金でございます。次に、歳出についてご説明いたします。千葉県教育委員会研究指定事業経費30万円でございます。先ほど歳入で申しましたとおり、清水小学校、明神小学校、第一中学校が千葉県の教育研究指定校と指定されたことに伴い、研究を実施するための消耗品購入代でございます。学校教育課は以上です。

#### 【生涯学習課長】

生涯学習課所管分について、ご説明申し上げます。始めに、歳入について3事業でございます。国庫支出金115万9千円及び県支出金23万1千円の補正は、埋蔵文化財の発掘調査事業に伴う国と県からの補助金を計上したものでございます。雑入250万円の補正は、財団法人自治総合センターからの自治宝くじ助成金収入を計上したものでございます。続きまして、歳出について、ご説明いたします。埋蔵文化財保存経費232万2千円の補正は、市内余山町に所在する銚子市指定史跡である「余山貝塚」の適正な保護と活用を図るために必要な発掘調査を実施し、その成果に基づき指定地の拡張や今後の活用の在り方を検討するための経費を計上したものでございます。その他社会教育関係経費250万円の補正は、歳入でもご説明しましたが、財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、市内海鹿島町が主体となり結成しております「潮鼓会（ちょうこかい）」という鳴り物がございまして、その太鼓の整備に対し、補助をするための経費を計上したものでございます。以上でございます。

#### 【スポーツ振興課長】

それではスポーツ振興課所管分についてご説明いたします。まず歳入でございますが、歳入の表の一番下の段でございます。雑入、千葉県スポーツ振興基金助成金収入20万円の補正は、この後、歳出で計上しております体育館器具備品として卓球台3台などの購入等に充てるため当該基金から助成を受けようとするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、次の歳出の表、スポーツ振興課の欄でございます。始めに、体育協会助成経費113万8千円の補正は、県民体育大会経費などの通常事業経費以外の各個別の協会等への補助分について、事業仕分けの指摘に基づき、それぞれの協会ごとの事業規模により補助配分を見直したうえ追加計上するものでございます。次に、中学校駅伝大会助成経費135万円の補正は、これも先の事業仕分けで、事業費のうち協賛者に対する謝礼としてクオカード、つまり金券を配布するのはいかなものかとの指摘を受け、それを見直したことによる再度の計上でございます。次に、スポーツコミュニティセンター関係経費4,648万5千円の補正は、前年度契約が不調に終わったスポーツコミュニティセンターの屋根改修工事について、改めて計上しようとするものでございます。最後に、体育館管理運営経費20万6千円の補正は、歳入で申し上げましたとおり、体育館の器具備品として卓球台3台などを購入しようとするものでございます。以上でございます。

**【委員長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は有りませんか。

**【松尾委員】**

3点よろしいでしょうか。1点目は、教育総務課に対してですが、銚子高等学校グラウンド改良工事、砂流出防止を行うものという事業についてですが、先ほどの説明で、基金の取り崩しとあったのですが、これは学校の整備に対する基金があるのでしょうか。基金というだけだと分からないので、説明をお願いします。

2点目が、学校教育課の補正要求された30万円ですが、各学校に10万円×3校という理解でよろしいでしょうか。

3点目がスポーツ振興課の体育協会助成経費、中学校駅伝大会助成経費についてですが、それぞれ事業仕訳による見直しによって再度見直した後で今回要求されたと思うのですが、今までよりはかなり減額されていると理解してよろしいでしょうか。

以上3点お願いします。

**【教育総務課長】**

基金については、公共施設整備等基金というもので、これは教育施設も含めて、市全体の公共施設の整備等に要する経費に充てることのできる基金です。今回は、この基金の活用を予定しています。

**【学校教育課長】**

県の委託金の中で、1校に10万円とありますので、おっしゃるとおり1校につき10万円と解釈していただいて結構です。

**【スポーツ振興課長】**

体育協会事業費補助金でございますが、今回補正をして合計251万8千円となります。前年度は269万7千円で、17万9千円の減となっております。これは、各個別協会への補助金を見直したものでございまして、おおむね1割程度の減額となっております。次に、銚子半島一周駅伝大会の補助金でございますが、135万円、こ

れは前年度と同額でございます。協賛者に対するクオカードの配布を取り止めました。その代わり、走路警備に要する経費を少し増額し、補助金の規模は同じとさせていただいております。

**【委員長】**

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもちまして、質疑を終了します。

**【委員長】**

これより討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

**【委員長】**

これより採決いたします。議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認することと決しました。

**【委員長】**

これにて、平成26年5月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成26年5月20日

署名委員 八角 憲 男

署名委員 石川 善 昭